

厚真町子育て支援住宅に入居を希望される方へ

■入居資格

入居できる方は、次の①～⑤すべての要件に該当する方です。

- ① 町外から厚真町に移住（住民登録）すること。
- ② 入居を予定している世帯の所得月額が以下の式に当てはまる方。

$$\{ \text{世帯の所得合計} - (\text{同居する人数} \times 38 \text{万円}) \} \div 12 \\ = 158,000 \text{円以上} 487,000 \text{円以下} ※ \text{であること。}$$

★以下の場合は計算方法が変わります。詳しくは担当課へお問合せ下さい。

- ・同居者に老人扶養親族(70歳以上)、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)がいる場合
- ・障がい者がいる場合
- ・寡婦控除もしくは、ひとり親控除の対象となっている場合
- ・別居扶養親族がいる場合

(所得月額が158,000円以下であっても、今後所得の上昇が見込まれる場合は該当します。)

※ 収入ではなく所得の金額です。

- ③ 同居者に小学生以下の扶養親族が1名以上いること。
(配偶者の方が妊娠されている場合も含まれます。その場合は母子手帳のコピーが必要です。)
- ④ 税金など公的な支払いに滞納のないこと。
- ⑤ 入居者に暴力団関係者がいないこと。
※ 室内外でペットの飼育はできません。

■入居期限

入居の期限は、同居する扶養親族が、18歳に達することとなる日の属する年度の末日です。

(例) 家族にお子さんが2人いる場合で、

- ・1人目のお子さんが、令和16年10月1日で18歳になる
- ・2人目のお子さんが、令和18年12月1日で18歳になる場合。

この場合は、2人目のお子さんが令和18年12月1日で18歳になるので、
令和18年度の末日(令和19年3月31日)が入居期限となります。

■入居申請

入居を希望される方は、「厚真町子育て支援住宅入居申込書」を役場 建設課都市施設グループに提出してください。

なお、申込書と一緒に次の書類も必ず提出してください。

- ① 「厚真町子育て支援住宅入居申込書」
※ 申込書は、建設課都市施設グループ又は厚真町ホームページにあります。
- ② 「住民票」(入居予定者全員分が必要になります。)
※ 各市町村の住民課で発行できます。

- ③ **16歳以上の方全員分の「最新年度の所得課税証明書」**(ただし、学生の方は必要ありません)
※ 各市町村の税務課で発行できます。
もしくは「給与支給明細書」、新規就職・転職の該当者は会社の「給与支給明細書(予定)」
- ④ **世帯全員分の「町税の滞納がないことの証明」**もしくは「納税証明書」
※ 書類名称が異なる場合があるため各市町村の税務課にお問合せください。

■入居決定、入居手続き

申請書を提出いただき入居が決定になった方には、役場から「入居決定通知書」が郵送で届きます。

入居決定になった方は、入居決定された日から10日以内に次の手続きをしなければなりません。

(期限内に手続きをされない場合は、入居決定を取り消すことがあります。)

- ① 「厚真町子育て支援住宅入居請書」を提出すること。

※ 入居請書と一緒に、次の書類の提出も必要です。

- ・保証人(1名)となる方の所得証明書、納税証明書、印鑑証明書
- ・入居申請者の方の印鑑証明書

※ どうしても、10日以内に手続きができない方は、「入居請書提出期限延長申請書」に10日以内では手続きできない理由を書いて、役場へ提出してください。(手続きの期限が、入居決定された日から90日以内で延長されます。)

- ② **入居負担額(家賃)の2か月分に相当する敷金を、役場から届く納入通知書で納付してください。**

※ 敷金は10日以内の入金が必要です。

■住宅への入居

入居の手続きが完了した方は、役場から「入居許可書」が郵送で届きます。

入居許可書には、子育て支援住宅への入居可能期間が記載されていますので、この期間内に引越しを完了するようお願いします。

■家賃額、家賃の納付

子育て支援住宅の家賃は、扶養する18歳以下の子ども1人につき5,000円が控除されます。

家賃額の控除を受ける場合は、「厚真町子育て支援住宅家賃減額申請書」の提出が必要です。

(例) 家族に小学生と保育園に通うお子さんの2人がいる場合

(控除額) $5,000円 \times 2人 = 10,000円$

(家賃額) $75,000円 - 10,000円 = 65,000円/月$

家賃は、毎月末日までに、その月の分を納付しなければなりません。(納付方法は、役場から発布される納入通知書か、口座振替、PayPayです。)

新たに子育て支援住宅に入居した時や住宅を退去する時など、住宅の使用期間が1月に満たない場合は、その月の家賃は日割り計算で金額を決定し納めていただきます。

■入居される方が負担する費用

次の費用は、子育て支援住宅に入居される方の負担となります。

- ① 入居者の方の責めに帰すべき事由による修繕
- ② 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- ③ 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- ④ エアコンが設置されている住戸は、退去時にクリーニング費用の負担

■同居する家族の人数が変わる場合

子育て支援住宅に入居された方で、同居する人数に次の異動があった場合は「同居者異動届出書」の提出が必要です。

- ① 同居者が亡くなった、または転出したとき。
- ② 入居者または同居者の方が出産したとき。

※ この他にも、子育て支援住宅に入居した家族以外の方を新たに同居させたい場合や、子育て支援住宅の申請者が亡くなり（または転出した）、申請者以外の家族の方がそのまま子育て支援住宅に入居を希望される場合などは、役場に申請が必要ですので一度ご連絡をお願いします。

■子育て支援住宅の入居者が守らなければならない事

- ① 子育て支援住宅の利用について必要な注意を払い、住宅を正常な状態で維持しなければならない。
- ② 住宅周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- ③ 子育て支援住宅を引き続き30日以上使用しないときは、役場へ必要な書類を提出しなければならない。
- ④ 子育て支援住宅を他の人に貸したり、または入居の権利を他の人に譲渡したりしてはならない。
- ⑤ 子育て支援住宅を、住宅以外の用途に使用してはならない。
- ⑥ 子育て支援住宅の模様替えや、増築をしてはならない。

※ ただし、原状回復や撤去が簡単な場合で、役場に必要書類を提出し町長の承認を得られた場合は、模様替えまたは増築が可能。（入居者が子育て支援住宅を明け渡すときに、入居者の費用で原状回復または撤去を行うことが条件。）

■住宅の明渡し請求

入居者の方が、次のどれかに該当する場合は、子育て支援住宅の明渡し請求を行うことがあります。

- ① 不当な行為によって入居したとき。
- ② 家賃を3月以上滞納したとき。
- ③ 子育て支援住宅を故意にき損したとき。
- ④ 正当な理由がないまま30日以上子育て支援住宅を使用しないとき。
- ⑤ 入居者家族以外の方を新たに同居させる場合の手続きや、入居申請者が亡くなり（転出し）申請者以外の家族が引き続き子育て支援住宅に入居する場合の手続きをしないまま住宅に入居したとき、または子育て支援住宅の入居者が守らなければならない事項に違反したとき。
- ⑥ 入居者に暴力団関係者がいたとき。